



小監公告第 13 号  
平成 20 年 11 月 13 日

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 9 月 19 日小山市  
大字網戸 620 番地 大橋 一巳 氏から提出された小山市職員措置請求につ  
いて監査した結果を同条第 4 項の規定により公表する。

小山市代表監査委員 福田

朗



## 小山市職員措置請求書に係る監査結果

### 第1 監査の受付

#### 1 請求人

住 所 小山市

氏 名

#### 2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成20年9月19日である。

#### 3 請求の内容

請求人提出の小山市職員措置請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

小山市は、「地方自治法」(以下「法」という。)第100条第13項及び「小山市議会政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、平成19年度に小山市議会会派「自由民主党議員会」に15,200,000円を交付した。その内以下のものは条例第4条使途基準等に反した違法な目的外使用をしている。

##### 1) 研究研修費

研究研修費として1,165,322円使用しているが、42,905円は目的外使用である。

① 視察の際に支出した観覧料4,800円、観覧のための自動車駐車料500円は、観光で目的外使用である。

② 視察のキャンセル料37,605円を支出したのは目的外使用である。

##### 2) 調査活動費

調査活動費として4,298,070円使用しているが、568,840円は目的外使用である。

① 国会議員へ陳情・要望のために訪問した経費509,640円は、議員活動で政治活動になり、会派の調査研究でないことから目的外使用である。

② オーストラリア、ケアンズ市調査(宿泊代)59,200円は、海外視察の必要性と目的が不明で目的外使用である。

##### 3) 資料購入費

資料購入費として1,129,445円使用しているが、695,990円は目的外使用である。

① 新聞は、市民も読むもので議員だけが税金である政務調査費で購読するのは、その必要性が認められず、また、政務調査費支出参考基準(以下「基準」という。)に会派での購読は1部とあるので目的外使用である。合計498,336円。

- ② 個人名の領収書で、政務調査と関連が希薄な書名の書籍の購入は、個人的(私的)な使途に充てる経費なので目的外使用である。合計 129,784 円。
- ③ 『議員NAVI』を2部購入しているが、会派として1部でよいので1部購入費 25,200 円は目的外使用である。
- ④ 領収書に書名が無いものは認められない。合計 42,670 円

#### 4) 広報費

広報費として 400,908 円使用しているが、全額目的外使用である。

- ① 小山市議員有志会の広報費 121,458 円は、会派の活動ではないので目的外使用である。
- ② 自民党議員会の『議会だより』の印刷及び配布費 279,450 円は、政治活動であることから目的外使用である。

#### 5) 人件費

人件費として 322,400 円使用しているが、全額目的外使用である。

- ① 領収書の宛名が個人名のもの 92,000 円は目的外使用である。
- ② 政務調査費で使用できる人件費は、政務調査研究の補助に係る費用であるので、事務整理は目的外使用である。合計 230,400 円

#### 6) 事務費

事務費として 4,128,387 円使用しているが、4,004,075 円は目的外使用である。

- ① 領収書の宛名が個人名のもの 2,749,675 円は目的外使用である。
- ② 購入時期、購入数、必要性に問題がある事務機器購入代 1,254,400 円は、政務調査費の使用には適正なものでない。

#### (2) 措置要求

会派「自由民主党議員会」が使用した政務調査費 11,721,026 円のうち、6,035,118 円は、法第 100 条第 13 項及び条例第 4 条に反した違法な目的外支出である。

よって市長に対して、違法行為により損害を補填する必要な措置を講ずるよう勧告を求める。

#### (3) 事実を証する書面

職員措置請求書とともに次の証拠書類(写)が提出された。

- 1) 平成 19 年度政務調査費収支報告書
- 2) 領収証書

#### (4) 請求書の補正

形式審査をする上で、若干の補正を行った。

## 第2 請求の受理

## 1 請求の要件審査

平成 20 年 9 月 19 日付けで請求のあった小山市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）について、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 20 年 9 月 25 日受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

監査委員のうち議会選出の本橋徳太郎委員については、本件請求に利害関係を有するので、法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

### 2 監査対象事項及び監査対象部局

監査対象事項は、請求人の請求書の内容から判断し、本市議会の会派である「自由民主党議員会」に平成 19 年度交付された政務調査費とした。

また、監査対象部局を議会事務局とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 20 年 10 月 16 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人より新たな証拠の提出はされず行われなかった。

### 4 関係職員からの事情聴取

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 20 年 10 月 29 日に議会事務局長及び事務局職員より事情聴取を行った。

## 第 4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

### 1 事実関係の確認

監査の結果次の事実を確認した。

#### (1) 政務調査費の法的根拠

##### 1) 地方自治法

平成 12 年 5 月 31 日に交付された「地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）」において、法第 100 条第 13 項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また、同法同条第 14 項に「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

法の一部改正の趣旨については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動

基盤の充実を図る観点から議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、合わせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっている。」と説明されている。

## 2) 小山市議会政務調査費の交付に関する条例

前述に基づき、小山市は平成13年3月21日に条例を制定し、同年4月1日から施行した。条例第1条において「地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、小山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」と、その趣旨を規定している。

条例では、交付対象、交付額及び交付の方法、使途基準、収支報告書の提出、政務調査費の返還、収支報告書の保存等に関して規定しているが、このうち政務調査費の使途に関しては条例第4条において「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定している。

また、収支報告書の提出に関しては、条例第5条において「政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費収支報告書により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書その他支出を証する書類を添付して議長に提出しなければならない。」とし、政務調査費の返還に関しては、条例第6条において、議員は交付額に残余がある場合は返還しなければならないと規定している。

## 3) 小山市議会政務調査費の交付に関する規則

規則では、政務調査費の交付手続等に関して規定しているが、このうち使途基準については規則第5条において「条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表左側に掲げるとおりとする。」とし、別表により以下のとおり規定している。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等）
調査活動費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動を行うために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費・リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派の行う調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費（事務用品・備品・事務機器購入費・リース代、通信費等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

## (2) 政務調査費交付状況

本件請求に係る「自由民主党議員会」への平成19年度の政務調査費の交付状況は次のとおりである。

平成19年度交付額	15,200,000円。
使用した政務調査費	11,721,026円。
返還額	3,478,974円。

項目	金額
研究研修費	1,165,322円
調査活動費	4,298,070円
資料作成費	140,230円
資料購入費	1,129,445円
広報費	400,908円
広聴費	136,264円
人件費	322,400円
事務費	4,128,387円

## 2 議会事務局の事情聴取

### (1) 説明要旨

政務調査費の運用状況を確認するために行った議会事務局職員の事情聴取によると、議会事務局では毎年、政務調査費の申請手続及び収支報告書の提出期限や収支報告書及び会計帳簿の作成に当たっての注意点等、会派の代表者および会計責任者に説明している。

また、会派およびその所属議員から政務調査費の用途について個別に相談を受けた場合、必要な助言を行っている。会派の代表者から収支報告書等の提出があった場合には、議会事務局において記載誤りの確認作業や計数等の事務的な点検を行っている。そして、収支報告書等に記載されている用途について、規則及び基準に照らして確認を行い、疑義のある支出があった場合には指摘しているが、最終的な判断は会派又はその所属議員の良識に基づくものである。

政務調査費支出参考基準（抜粋）

項目	支出することができるもの	支出することができないもの
研究 研 修 費	<p>☆会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費</p> <p>○領収書の分類上、当項目は『研究会、研修会』の開催及び参加経費を指します。</p> <p>○交通費（最も経済的な経路及び方法による）</p> <p>○宿泊費（日当は対象外）</p> <p>1泊2食付きの場合 14,800円以内</p> <p>1泊朝食付きの場合 宿泊料の他夕食料として3,000円まで認めるが合計14,800円以内とする。</p> <p>○研修会等参加負担金、会費</p> <p>○車借上料（バス、タクシー等）</p> <p>○車を利用した場合の燃料費及び有料道路代金等</p> <p>○会場使用料</p> <p>○講師謝金</p>	<p>●会派で承認されない議員個人の研究研修費</p> <p>●政治団体等への参加費・交通費・宿泊料等</p> <p>●各種団体（政党を含む）運営費</p> <p>国際交流協会会費・観光協会会費</p> <p>●レセプション等懇親会会費</p> <p>●一般教養講習会参加費、IT講習会等</p>
調 査 活 動 費	<p>☆会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</p> <p>○交通費（研究研修費に同じとする）</p> <p>○宿泊費（研究研修費に同じとする）</p> <p>○車借上料（バス、タクシー等）</p> <p>○視察先への手土産 3,000円以内</p> <p>○調査対象施設入館料</p> <p>○燃料費（自家用車を使用した管内調査活動に要した燃料費）</p> <p>実支出額の1/2を上限とし、各月1万円を限度とする。</p>	<p>会派で承認されない議員個人の調査研究活動費</p> <p>●一般行政視察や各種委員会に係る視察（公費負担）との重複支出</p> <p>●政治団体等の主催する視察等への参加費</p>
資 料 購 入 費	<p>☆会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>○書籍購入費（書籍名・単価を記入）</p> <p>○雑誌購入費（書籍名・単価を記入）</p> <p>○新聞購読料（1紙のみ）</p>	<p>●議会活動に関係のない図書・雑誌の購入</p> <p>●所属政党の機関紙・新聞購読料</p> <p>●一般的な図書（辞書・地図・趣味の書籍）</p>

<p>広 報 費</p>	<p>☆会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告しPRするために要する経費</p> <p>○広報紙作成費</p> <p>○報告書印刷費</p> <p>○送料</p> <p>○会場使用料</p> <p>○茶菓子代等（自治会公民館等が会場の場合1人300円以内、ホテル等の会議室を使用した場合1人500円以内）</p>	<p>☆一人会派の広報紙も対象となりますが、議員個人の議会活動等を報告するものの内容とは異なりますので、内容に注意ください。</p> <p>●議員個人の市政報告会に要する経費</p> <p>●党の機関紙等</p> <p>●国政・県政報告会に要する経費</p>
<p>人 件 費</p>	<p>☆会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</p> <p>○調査活動記録の整理・調査事務の補助</p> <p>賃金は事務量や社会通念上のパート賃金を勘案し積算する。（時給1,200円以内）</p>	<p>●秘書的な人件費</p> <p>●同一生計世帯の者は認めない</p>
<p>事 務 費</p>	<p>☆会派の行う調査研究活動のために事務機器を取得する場合は、原則としてリースとする。（備品等の種類によりリースできないものは議長と協議する）</p> <p>○文具等の消耗品</p> <p>○備品リース料</p> <p>○会派活動に伴う郵便料</p> <p>○議員が使用する固定電話料のうち1/2で月1万円を上限とした額（インターネット接続料・プロバイダ料を含む）</p> <p>○携帯電話料のうち1/2で月1万円を上限とした額</p>	<p>●議員個人の事務費</p>

(2) 証拠書類の確認

収支報告書及び領収証書がすべて存在していることを確認した。

3 判断

以上の事実関係の確認、議会事務局の説明及び関係書類等の調査を基に、本件請求について以下のとおり判断する。

1) 研究研修費

- ① 視察の際に支出した観覧料、観覧のための自動車駐車料について
- ② 視察のキャンセル料について
- 支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

2) 調査活動費

- ① 国会議員へ陳情・要望のために訪問した経費について
- 政治活動について基準には明記されていない。目的外使用とは言い切れず、

個人の考えを述べたものに過ぎないと判断する。

- ② オーストラリア、ケアンズ市調査（宿泊代）について
- 個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

### 3) 資料購入費

#### ① 新聞購読料について

- 基準の資料購入費の支出ができるものの欄に新聞購読料（1紙のみ）とあり基準に反すると主張されているが、議会事務局からの提出資料で確認したところ、新聞購読料として請求している議員が他にもいることを確認した。  
また、議会事務局からの説明によると会派代表者会議等を通じて政務調査費の手続き等の説明し、新聞購読料の取り扱いについては1人1紙で運用するよう周知していることを確認した。よって、個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

#### ② 書籍の購入について

- 議会事務局に確認したところ書籍の内容までは把握しておらず、議員の判断に委ねているとの回答を得た。基準の支出することができないものに一般的な図書（辞書・地図・趣味の書籍）とあり、書籍名から本の内容を判断するのは難しいが、明らかに書名から判断できる「日本書大辞典」（18,000円）については、基準に合わず目的外使用と判断する。

#### ③ 『議員NAVI』について

- 個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

#### ④ 領収書に書名が無いものについて

- 基準の書籍購入費の支出ができるものの欄に（書籍名・単価を記入）とあるが書籍代と書かれているのみの領収証書並びに日付のない領収証書も確認した。（42,670円）

基準に明記されているにもかかわらず書籍名が記入されていないものや日付のないものは領収証書として意味をなさないものと判断し、基準に合わず目的外使用と判断する。

### 4) 広報費

#### ① 小山市議員有志会の広報費について

- 個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

#### ② 『議会だより』の印刷及び配布費について

- 政治活動について基準には明記されていない。目的外使用とは言い切れず、個人の考えを述べたものに過ぎないと判断する。

#### 5) 人件費

① 領収書の宛名が個人名のものについて

② 事務整理について

- 個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

#### 6) 事務費

① 領収書の宛名が個人名のものについて

② 購入時期、購入数、必要性に問題がある事務機器購入代について

- 請求人は、個人名の領収証書計は 2,749,675 円、会派名の領収証書計は 124,312 円、目的外使用額計は 4,004,075 円と主張されているが、議会事務局からの提出資料を確認したところ個人名の領収証書計は 2,713,612 円、会派名の領収証書計は 160,375 円、主張されている目的外使用額計は 3,968,012 円 (△36,063 円) であることを確認した。

請求人の主張されている金額に根拠がなく、個人的な考えを述べたものに過ぎず、支出を否定する合理的な理由は見当たらないと判断する。

#### 4 結論

以上のことから、本件請求における政務調査費に関して基準に合わない目的外支出があり、市長に対して措置勧告を求める請求人の主張の一部を認める。

請求人が主張する損害を補填するための措置については、市長に対し、会派「自由民主党議員会」に交付した平成 19 年度政務調査費の資料購入費の 1,129,445 円のうち 60,670 円を除いたうえで、正当な交付額を算出し、残余について返還を求めるよう勧告する。

なお、この措置については勧告の日から 30 日以内に講じられることを求める。

#### 5 意見

本請求における判断は以上のとおりであるが、今回の監査請求の監査を行った結果、法第 199 条第 10 項の規定に基づき次のとおり意見を述べる。

1. 市議会においては、政務調査費の支出にあたり、使途基準の透明性及び説明責任の観点からより明確にし、今後も積極的に論議しながら適宜使途基準の見直しを図り、政務調査活動の充実による市議会の活性化、市政の発展に寄与されるよう要望する。

2. 議会事務局においては、公費である政務調査費の支出に関する市長の事務を補助執行する立場の職務と収支報告書を受領する市議会議長の所管部局としての職務の双方を任ぜられているものであるが、議員の政務調査活動を制約しない範囲において、提出された収支報告書の内容が使途基準に準拠しているか、また、収支報告金額と領収証書等の照合について、今後も精査されるよう要望する。



小監公告第 17 号  
平成 20 年 12 月 9 日

平成 20 年 11 月 13 日付け小監公告第 13 号により公表した監査の結果について、別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により公表する。

小山市代表監査委員 福田



朗



小行経第439号  
平成20年12月5日

小山市監査委員 福田 朗 様

同 高田 純子 様

同 本橋 徳太郎 様

小山市長 大久保 寿夫



平成19年度政務調査費収支報告書の修正及び一部返還について（報告）

平成20年11月13日付小監第86号により勧告を受けた政務調査費収支報告書の修正及び一部返還について、小山市議会議長より勧告どおり措置する旨の通知がありましたので報告します。





小議第 139 号  
平成 20 年 12 月 1 日

小山市長  
大久保 寿夫 様

小山市議会議長 松 島 不 三



平成 19 年度政務調査費収支報告書の修正及び一部返還について (送付)

平成 20 年 5 月 30 日付小議第 28 号にて送付しました、平成 19 年度政務調査費収支報告書について、別紙のとおり自由民主党議員会から修正報告され一部返還する旨の通知がありましたので送付します。



平成20年12月1日

小山市議会議長  
議長 松島 不三 様

会派名 自由民主党議員会

経理責任者名 関 良平 

平成19年度政務調査費収支報告書の修正及び一部返還について

平成20年11月21日付小行経第401号の通知に基づき、平成19年度自由民主党議員会に係る政務調査費収支報告書を別紙のとおり修正いたしましたので再提出いたします。

なお、差額につきましては市長あて返還いたします。

平成19年度政務調査費収支報告書

平成20年12月 1 日

会 派 名 自由民主党議員会

1 収 入

政務調査費 15,200,000円

2 支 出

科 目	金 額	備 考
研究研修費	1,165,322円	詳細は別紙の通り
調査活動費	4,298,070円	詳細は別紙の通り
資料作成費	140,230円	詳細は別紙の通り
資料購入費	1,068,775円 <del>1,129,445円</del>	詳細は別紙の通り

科 目	金 額	備 考
広 報 費	400,908円	詳細は別紙の通り
広 聴 費	136,264円	詳細は別紙の通り
人 件 費	322,400円	詳細は別紙の通り
事 務 費	4,128,387円	詳細は別紙の通り
その他の経費		
合 計	11,660,356円 <del>11,721,026円</del>	

3 残 額 3,539,644円  
~~3,478,974円~~